

## 千葉市生活保護法保護施設指導監査要綱

### 1 指導監査の目的

保護施設に対する指導監査は、生活保護法第44条第1項の規定に基づき、関係法令、通知による事業運営、施設運営についての指導事項について監査を行うとともに、運営全般について助言、一般監査指導を行うことによって、適正な事業運営及び施設運営を図るものであること。

### 2 指導監査方法等

(1) 指導監査は、「一般監査」と「特別監査」とし、別に定める「保護施設指導監査事項」に基づき、関係書類を閲覧し関係者からの聴取により行う。

#### ア 一般監査

一般監査は、原則として全ての保護施設に対し、年1回実地監査を行う。

ただし、前年度における実地監査の結果、適正な施設運営が概ね確保されていると認められる施設については、この限りではない。

#### イ 特別監査

特別監査は、次のいずれかに該当する場合に行うものとし、改善が図られるまで重点的かつ継続的に特別監査を実施する。

(ア) 事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき

(イ) 最低基準に違反があると疑うに足りる理由があるとき

(ウ) 指導監査における問題点の是正改善がみられないとき

(エ) 正当な理由がなく、一般監査を拒否したとき

(2) 指導監査計画等

#### ア 一般監査

保護施設に対する一般監査の実施に当たっては、監査方針、実施時期及び具体的方法等について実施計画を策定するなど、計画的に実施する。

なお、実施計画を策定するなど、指導監査の実施につき検討する場合には、前年度の指導監査の結果等を勘案して当該年度の重点事項を定め、その効果的実施について十分留意する。

#### イ 特別監査

特別監査は、不正又は著しい不当、最低基準違反等の問題を有する保護施設を対象として随時実施する。

(3) 指導監査の連携

施設と法人の運営は相互に密接な関係を有するものであることから、施設監査は法人監査における指摘事項を把握した上で実施すること。

(4) 指導監査の実施通知

指導監査の対象となる保護施設を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項

を文書により、当該保護施設に通知する。

- ア 指導監査の根拠規定
- イ 指導監査の日時及び場所
- ウ 監査担当者
- エ 準備すべき書類等

### 3 指導監査後の措置

#### (1) 指導監査結果の通知等

指導監査の終了後は、施設長等関係職員の出席を求め、指導監査の結果及び改善を要すると認められた事項について講評及び指示を行い、後日、文書によって指導内容について通知を行う。

#### (2) 改善報告書の提出

文書で指示した事項については、期限を附して具体的改善措置状況を示す資料の提出を求める。

また、必要に応じ監査担当者を派遣してその改善状況を確認する。

#### (3) 改善命令等

上記(1)の指導監査結果通知の事項について、改善措置が講じられない場合は、個々の内容に応じ、生活保護法第45条の規定に基づき改善命令等所要の措置を講ずる。

### 4 指導監査結果の報告等

指導監査の結果については、国の定める様式により報告する。

### 5 雑則

この要綱に定めるもののほか、監査に関し必要な事項は保健福祉局次長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成28年12月13日から施行する。